

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 9 号

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例
(新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第1条 新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年新潟市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第4条の5第2項中「前項の規定による」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による」に、「前項の規定に準じて」を「同項の規定に準じて」に改める。

第9条の2第2項中「勤務する」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第18条第1項中「、第4条の4」を削る。

(新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（令和4年新潟市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第4条の4」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。